

# 『建設業の社会保険未加入』問題の対策？

～平成24年から既に始まっています。～

## <問題の背景>

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（社会保険未加入企業）が存在しています。これは、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況を生む原因の一つとなっています。このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要性。

## <協議会が発足>

建設業における社会保険未加入対策の必要性については、平成23年6月に建設産業戦略会議でとりまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」等において提言され、その後、平成23年10月に「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が設置され、具体的な取り組み方策が検討されました。これらを踏まえ、平成24年5月に建設業団体や労働組合等の建設業関係団体、国土交通省、厚生労働省等の関係行政機関、学識経験者等から構成される社会保険未加入対策推進協議会を設置し、実施後5年をめどに、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指して、総合的かつ継続的に社会保険未加入対策に取り組む。

<b>現 状</b> ○ 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在 【企業別】3保険ともに加入している割合 87% 【労働者別】元請79%、1次55%、2次46%、3次以下48% <small>&lt;H24.10公共工事労務調査&gt;</small>	<b>課 題</b> ○ 技能労働者の処遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。 ○ 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公正な競争環境。	
<b>推進協議会の設置</b> (第3回 H25.9.26実施) <b>行政による</b> <b>チェック・指導</b> <small>&lt;H24.7~&gt;</small> ○ 経営事項審査における減点幅の拡大	<b>保険加入促進計画の策定</b> <small>&lt;H24.11~&gt;</small> ○ 許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○ 立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○ 指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に	<b>ダンピング対策</b>
<b>総合的 対策の 推進</b>	<b>下請企業への指導</b> (下請指導ガイドライン) <small>&lt;H24.11~&gt;</small> ○ 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。 ○ 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。選くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。 ○ 2次以下についても、確認・指導。 ○ 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。選くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。等	<b>法定福利費の確保</b> (直轄工事の予定価格への反映、標準見積書の活用) 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26))において申し合わせ <公共(直轄)発注者> ①現場管理費率式(土木)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。 <元請企業> ②発注者に対し、必要な費用を適正に考慮した金額による見積及び契約締結を行うよう要請。 ③専門工事業業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提出を求めるとともに、提出された場合、これを尊重。 <下請企業(専門工業者)> ④法定福利費が内訳明示された標準見積書(専門工事業団体作成)を活用等して元請企業に見積提出。
	<b>(法定福利費確保のイメージ)</b> 公共・民間発注者 ○ 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。 法定福利費の流れ 労働者 ← 下請企業 ← 元請企業 ① ② ③ ④	

## 目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

これにより、 ○ 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保  
 ○ 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現

参考：国土交通省ホームページ「建設業の社会保険未加入対策」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\_const\_tk2\_000080.html)

## < 社会保険とは？どうしても加入しなくてはならないのか？ >

「社会保険未加入対策」で加入指導がされている主な保険は、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」の3保険です。

このうち「健康保険」と「厚生年金保険」はセットで手続されることが原則で、「社会保険」とも呼ばれます。法人（株式会社・有限会社など）は、労働者の有無にかかわらず加入が義務付けられています。個人事業であっても、常時5人以上を使用する場合は加入が義務になります。一方で「雇用保険」は、常時使用する労働者が1人でもいれば、法人・個人にかかわらず加入が義務です。

とくに「健康保険」「厚生年金保険」は保険料負担が大きく、「加入することが経営上の大きな負担」という理由で加入を回避してきた事業者が多いのは事実ですが、現在の法律上は加入するべき保険に加入していないことは許されず、加入指導が進められています。加入指導に従わずに強制適用された場合は、最大2年間さかのぼって適用され、2年分の保険料が事業主に請求され、一括での納付を求められます。

個人・法人を問わず加入義務を果しているどうかの確認が必要です。

表-1 建設業における労働保険，社会保険の加入義務等

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険	
			雇用保険	労災保険	医療保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ，健康保険組合等 <sup>(注)</sup>	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険または協会けんぽ (日雇特例被保険者) <sup>(注)</sup>	国民年金
	—	役員等	—	特別加入	協会けんぽ，健康保険組合等 <sup>(注)</sup>	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	協会けんぽ，健康保険組合等 <sup>(注)</sup>	厚生年金
	1～4人	常用労働者	雇用保険	元請一括加入	国民健康保険	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	元請一括加入	国民健康保険または協会けんぽ (日雇特例被保険者) <sup>(注)</sup>	国民年金
	—	事業主，一人親方	—	特別加入	国民健康保険	国民年金

(注) 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合があります。

## < 行政の取り組み >

### 建設業許可業者への指導

加入すべき保険に未加入のまま、建設業許可の新規・更新などの手続を行うと、担当部局から指導を受けます。

指導に従わずに、未加入状態を続けると年金機構等に通報され、強制適用の手続きを取られる場合があります。

### 年金機構などによる指導

年金機構職員や民間委託業者による加入勧奨が、文書や電話などで行われ、自主的な加入を勧められます。

加入勧奨に従わない場合、年金機構職員による重点的な加入指導がすすめられます。

重点的な加入指導にも従わない場合、年金機構職員による立ち入り検査が行われ、被保険者の有無などを実地調査し、職員の認定による加入手続きが行われます。立ち入り検査を拒否したりすることは法律で許されません。

#### 取引関係からの指導

ゼネコンなど元請企業は、一次下請企業に限らず、すべての下請業者に加入指導を行うことを求められています。

国直轄公共工事では、2014年夏から未加入業者の現場入場が認められず、こうした取り扱いは地方自治体発注工事にも拡大されます。

社会保険未加入業者の入札参加を認めない地方自治体が増えています。